

岸本町・溝口町合併協議会 第10回会議

日時 平成16年1月14日(水)午後2時から
場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 協議項目20 諮問機関の取り扱いについて・・・・・・・・・・3

4. 協議事項

(1) 協議項目8 条例、規則等の取り扱いについて・・・・・・・・4

(2) 協議項目9 議員定数及び任期の取り扱いについて・・・・・・・・5

5. 検討事項

(1) 岸本町・溝口町合併まちづくり計画素案について

6. その他

(1) 次回開催日について

(案) 2月13日(金) 午後2時から 溝口町中央公民館

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
	浦 部 要 右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敷	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員	小 谷 勢 津 子	溝口町学識経験者
大 森 正 人		溝口町学識経験者	
高 塚 一 男		岸本町代表監査委員	
	森 谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長嘱託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町嘱託

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
		25-1	25-2	25-27	25-28
1	合併の方式	財政事務		衛生関係事業	
2	合併の期日	消防防災関係事業		同和人権対策事業	
3	新町の名称	公共交通事業		上水道事業	
4	新町の事務所の位置	負担金の取扱い		下水道事業	
5	財産の取扱い	納税関係業務		土木建設事業	
6	慣行の取扱い	出納業務		農林水産業事業	
7	機構及び組織の取扱い	地域コミュニティ事業		商工業事業	
8	条例、規則等の取扱い	情報通信事業		観光事業	
9	議員定数及び任期の取扱い	地域間交流事業		治山治水事業	
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	女性政策事業		小中学校の通学区 域	
11	特別職の職員の身分の取り扱い	地域開発関係事業		学校教育事業	
12	一般職の職員の身分の取扱い	交通安全事業		学校給食事業	
13	広域行政の取扱い	広報公聴事業		社会教育事業	
14	公共的団体の取扱い	医療費助成		社会体育事業	
15	消防団の取扱い	健康づくり事業		文化振興事業	
16	地方税の取扱い	母子保健事業		その他	
17	使用料、手数料等の取扱い	老人保健事業			
18	補助金、交付金の取扱い	高齢者福祉事業			
19	字名の取扱い	児童福祉事業			
20	諮問機関の取扱い	母子・父子・寡婦 福祉事業			
21	国民健康保険事業の取扱い	障害者福祉事業			
22	介護保険事業の取扱い	その他福祉事業			
23	電算システムの取扱い	社会福祉協議会			
24	新町建設計画	環境対策事業			
25	各種事務事業の取扱い	窓口業務			
26	郡の所属の取り扱い	保育事業			

報告第1号

協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて、次のとおり調整する。

- 1 諮問機関のうち体育指導員については、溝口町の例により合併時に一元化する。報酬額については、別に調整する。(別紙資料P2)

平成16年1月14日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第 1 号

協議項目 8 条例、規則等の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 8 条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 基本方針

条例、規則等については、各種事務事業等の調整内容に基づいて統一を図り、施行方針の区分に従い、整備するものとする。

2 施行方針

区分	内 容	時期	施行者	摘要
即時	1 法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもので、町政執行上空白期間の許されないもの 2 新町の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの、町民の権利、利益の保護又は権利の制限若しくは義務に課すため、空白期間が許されないもの 3 公の施設等の設置・管理に関するもの 4 その他合併協議会において新町発足時に統合することとされた事項に関するもの	新町発足の日	新町の町長職務執行者	条例は専決処分等新町発足後最初の議会に報告。その他は新町発足日に職務執行者が決裁し、施行する
漸次	1 新町発足時には施行させないが、その後、新町での政策判断により事務事業を全町に適用させるもの 2 合併協議会において新町において調整することとされたもの 3 議員のみに提出権があるようなもの	議会設立後順次	町長	条例については議会の審議を経て、その他については所定の手続きを経て公布・施行
暫定	1 両町の制度に差異があり、新町発足時には統一が困難で、統一案を決定後、議会に提案する予定のもの 2 新町発足後には当該事務は行わないが、旧町において実施した事務に関する整理等を行う事項に関するもの	新町発足の日	新町の町長職務執行者	○可能な限り、即時施行を原則とする ○旧町に施行されていた例規を新町の例規として引き続き施行させる必要のあるもの ○暫定施行する条例等は告示
廃止	新町において不要なもの	新町発足の前日	手続きを必要としない	

平成16年1月14日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第2号

協議項目 9 議員定数及び任期の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 9 議員定数及び任期等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定(在任特例)を適用し、合併前の2町の議会議員全員が平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。
- 2 在任特例期間終了後の新町の議会議員の定数は16名とし、選挙区は設置しない。

平成16年1月14日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝